

<p>指定処理施設等設置者合併等認可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>茨城県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 名 称 代表者の氏名 電話番号</p> <p>茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例第19条第2項の規定により、合併（分割）の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>					
合併により消滅する法人又は分割前の法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名					
指定処理施設等の設置の場所					
指定処理施設等の種類					
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号				
申請者が行っている事業の種類					
申請者が建設業者である場合にあつては、許可をした行政庁の名称及び当該許可の許可番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">行政庁の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>許可番号</td> <td></td> </tr> </table>	行政庁の名称		許可番号	
行政庁の名称					
許可番号					
申請者が解体工事業者である場合にあつては、登録をした行政庁の名称及び当該登録の登録番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">行政庁の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> </table>	行政庁の名称		登録番号	
行政庁の名称					
登録番号					
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名					
合併又は分割の時期					
合併又は分割の理由					
合併又は分割の方法及び条件					
事務処理欄					

合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人において、第17条に規定する使用人となる者

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

添付書類
及び図面

- 1 合併契約書又は分割契約書の写し
- 2 合併の当事者の一方又は吸収分割により当該指定処理施設等を承継する法人が条例第12条第1項の許可を受けた者でない法人である場合にあっては、当該法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款及び登記事項証明書並びに直前3年の各事業年度における損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (2) 申請者が条例第13条第1項第4号アからシまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
 - (3) 役員の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)
 - (5) 第17条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
 - (6) 現に行っている事業の概要を説明する書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該指定処理施設等を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 当該指定処理施設等の維持管理に関する技術的能力を説明する書類
 - (2) 当該指定処理施設等の維持管理に要する資金の総額及びその資金調達方法を記載した書類並びに特定小型焼却施設にあっては、産業廃棄物の処理に係る費用に関する計画書
 - (3) 役員となる者の住民票の写し
 - (4) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者がある場合にあっては、それらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)
 - (5) 第17条に規定する使用人となる者がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 4 その他、知事が必要と認める書類及び図面

注1 申請者が行っている事業の種類欄には、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)による分類を記入すること。

2 の欄には、記入しないこと。

3 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。

4 から までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

5 及び の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

6 正本1部及び副本2部を提出すること。

手数料欄